

2016.4.1

PLレポート <2016 No.1>

■ 「PLレポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内のPL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○消費者庁が遊具による子供の事故情報の分析結果を報告

(2016年2月10日 消費者庁)

2015年8月28日に消費者委員会が提出した「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」において、消費者庁は、同庁が収集している遊戯施設における事故情報について、遊戯施設設置事業者を所管する関係行政機関への提供が求められていた。

これに基づき、消費者庁は2月10日、消費者庁に登録されている遊具による子供の事故情報(1,518件)の分析を行い、その結果を報告した。

分析結果は以下の通りであった。

- 遊具による子供の事故で、入院を要する又は治療期間が3週間以上となる事故は3割近く(397件)を占めていた。
- 事故の発生は、春(3月～5月頃)に多い傾向がある。
- 危害の程度は、「軽症」1,063件、入院を要する又は治療期間が3週間以上となる事故(「中等症」以上。「死亡」含む。)は397件と3割近くを占めた(図1)。
- 危害の部位は、「中等症」以上の事故で「腕部」「頭部」の順、事故全体では、「頭部」が6割近くを占めた(図2)。
- 受傷年齢が特定できている1,364件を解析すると、6歳以下の幼児の事故966件(約7割)であった(図3)。
- 受傷のきっかけが分かっている1,501件の分析結果は、「転落」が大半を占めた(図4)。
- 遊具の種類が特定できている1,369件の遊具種別事故発生件数は、「滑り台」が440件、また、「中等症」以上の事故の約3割が「滑り台」によるものであった(図5)。
- 事故発生場所に関しては、発生場所が特定されている1,070件中、「公園・広場」が661件と最も多く、「幼稚園・保育園」、「学校」、「レジャー施設」や「店舗」でも事故が起きていた(図6)。

図1. 危害の程度

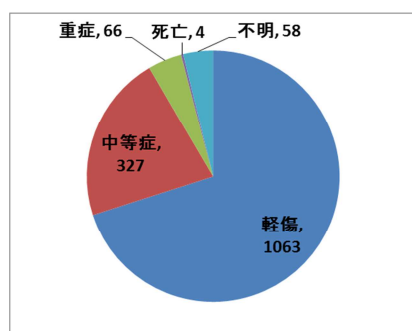


図2. 危害の部位

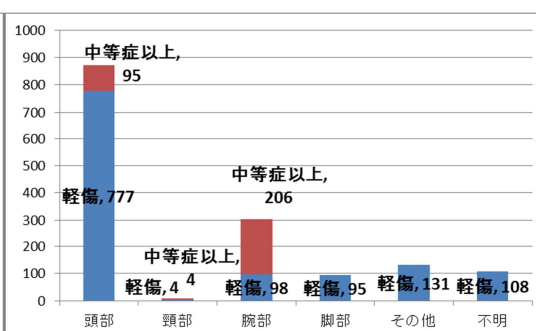


図3 年齢別事故件数

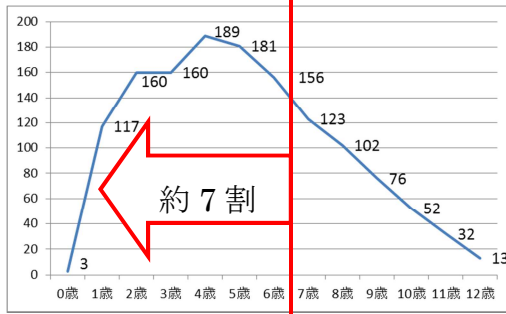


図4 受傷のきっかけ

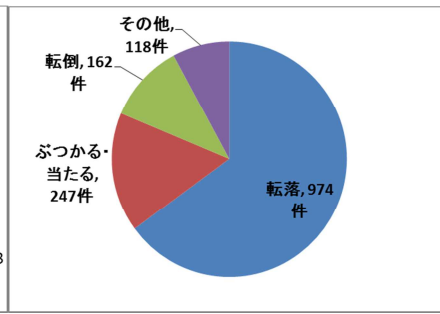


図5 遊具の種類別事故件数

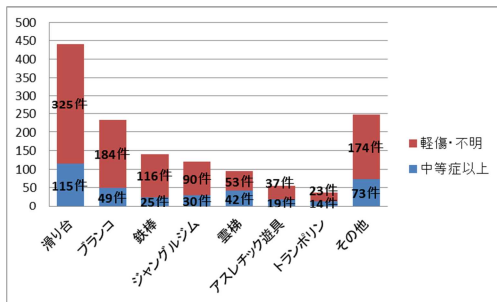
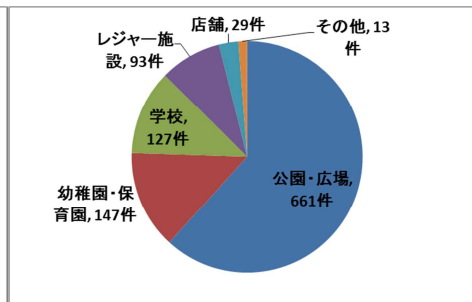


図6 発生場所別事故件数



※上記のグラフはすべて、消費者庁 News Release 平成 28 年 2 月 10 日「遊具による子供の事故に注意」データをもとにインターリスク総研が作成したもの

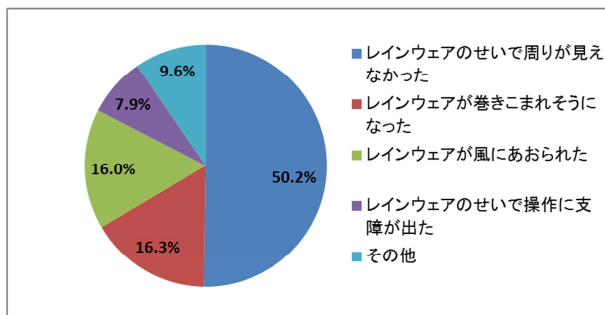
○自転車用レインウェアの運転への影響と安全性について国民生活センターが公表
(2016年2月18日 国民生活センター)

国民生活センターは2月18日、自転車用レインウェアの運転への影響と安全性についての報告書を発表した。

同センターでは、15歳～79歳までの男女各2,000人(男女各1,000人)に対する自転車運転時の雨具の使用実態のアンケート調査を実施。さらに、アンケートの結果より、「危ないと思った」、「けがを負った」原因として多く見られた「駆動部への巻き込まれ」及び「視界への影響」について再現テストを実施。これらの結果を踏まえ、事業者に対し、「駆動部への巻き込まれ」や「視界の遮り」が発生しない安全な商品の開発、事故の未然防止のための表示の改善の要望が示された。

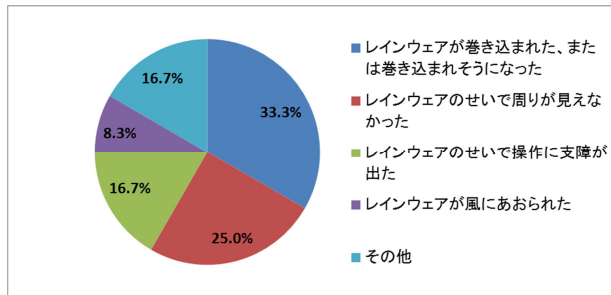
□アンケート結果概要

図1. 自転車運転時にレインウェアが原因で危ないと思った原因



(出典：国民生活センター報道資料平成28年2月18日「自転車用レインウェアの運転への影響と安全性について」の表現をインターリスク総研で一部修正)

図2. 自転車運転時にレインウェアが原因でけがを負った原因



(出典：国民生活センター報道資料平成28年2月18日「自転車用レインウェアの運転への影響と安全性について」の表現をインターリスク総研で一部修正)

□再現テスト結果概要

【駆動部への巻き込まれの可能性】

- ・ポンチョやロングポンチョを着用し、前かごや荷台がない自転車に乗った場合は、裾が車輪と接触し巻き込まれる。
- ・ズボンの裾の締め付けにドローコード*が使用されているレインウェアを着用し、チェーンにカバーが付いていない自転車に乗った場合、ドローコードがチェーンに巻き込まれる。
※ドローコード：フードや裾に縫いこまれたひもを引くことで、端部を締め付ける機能。留め具を使用することで締め付けた状態を維持できる。
- ・前かごに入れたレインウェアの収納袋のドローコードが垂れ下がると前輪に接触し、前輪ロックにつながる。

【レインウェアが原因となる視界遮断の可能性】

- ・ロングポンチョを着用し、前かご用留め具を正しく使用しないと、風が強い状況下で、裾が舞い上がり視界が遮られる。
- ・周囲を確認する際に、フード調節機能を正しく使用しないと、首の動きにフードが追従せず、左右の視界が遮られる。

【注意表示等の確認】

- ・テストした多くの自転車用レインウェアの注意表示などの表示が不足していた。

○国土交通省が「昇降機の適切な維持管理に関する指針」を公表

(2016年2月19日 国土交通省)

国土交通省は、2月19日、昇降機（エレベーターやエスカレーター）の安全性を維持するためには、所有者・管理者、保守点検業者及び製造業者がそれぞれの役割を認識した上で、適切な維持管理を行うことが必要であるとして、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」を策定し公表した。

本指針には、所有者・管理者における昇降機の適切な維持管理のために「適切な知識や技術力を持った保守点検業者を選定すること」、「保守点検の業務内容や責任範囲を明確にした契約をおこなうこと」、「不具合情報等を把握し、確実に保守点検業者へ引き継ぐこと」等が盛り込まれている。

○養老乃瀧株式会社が自社食品加工センターで食品安全マネジメントシステムを認証取得

(2016年2月8日 同社ホームページ)

居酒屋を多店舗展開する養老乃瀧株式会社（東京都豊島区）は、2月8日、業界初となる食品安全マネジメントシステムの一つであるSQF（Safe Quality Food：食品の「安全性」と「品質」を

確保するための国際認証規格)を自社の食品加工センターで認証取得したと発表した。

同社では、フードセーフティ(食品安全)とフードディフェンス(食品防御)の観点から、SQF認証のプログラムを自社食品加工センターのオペレーションに落とし込み、機能させることで、高品位、高水準なメニューをお客様に提供できるとしている。

○食品安全行政に関する関係府省連絡会議にて「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を申合せ(2016年2月26日 消費者庁ホームページ)

消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省、警察庁は、2月26日、食品安全行政に関する関係府省連絡会議を開催し「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」の申合せを行った。

この会議の開催は、産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていたことが判明したことを受けたもの。

指摘されている主な課題と対策の概要は以下の通り。また、関係府省は同種事案の発生時の対応として、①関係機関の緊密な連携、②消費者への注意喚起等、③健康被害情報の早期把握を行うとしている。

事項	指摘されている主な課題	対策
I. 食品廃棄物処理について	下記の関係法令に抵触する不適切な対応が行われた疑い等 【廃棄物処理法】 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の虚偽報告の疑い 【食品リサイクル法】 登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い	①電子マニフェストの機能強化 ■不正を検知する情報処理システムの導入等を検討 ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化 ■行政による産業廃棄物処理業者への監視体制の強化 ■適正処理の強化と人材育成 ③食品関連事業者による食品廃棄物の転売防止対策の強化 ■食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直し ■食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドライン策定等
II. 食品関連事業者による食品の適正な取扱い	下記の関係法令に抵触する不適切な食品の取扱いが行われた疑い 【食品衛生法】 無許可営業等 【食品表示法】 表示がない商品の小売り	①食品関連事業者の監視指導の徹底 ■立入検査における営業実態の把握、実態のない又は不明な食品関連事業者を確認した際は必要な措置をとることを地方自治体へ改めて通知 ②食品表示の適正化 ■地方公共団体に対して、業務用加工食品表示の適正化の周知を要請(小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要)

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○米連邦政府の三機関が、廃タイヤチップの健康に及ぼす影響について合同調査を開始

(2016年2月12日 EPA)

EPA (U.S. Environmental Protection Agency: 米国環境保護局) は2月12日、EPA、CDC (Centers for Disease Control and Prevention: 米国疾病管理予防センター) および CPSC (Consumer Products Safety Commission: 米国消費者製品安全委員会) の三機関が、廃タイヤチップの健康に及ぼす影響について合同調査計画を策定したことを発表した。本調査は、運動場や遊び場の人工芝等の材料として使用されている廃タイヤチップの発がん性に関して社会的関心が高まっていたことを受けたもの。

本調査では、廃タイヤチップに含まれる成分の特定および運動場や遊び場の使用者が、廃タイヤチップに曝されている状況を把握することで、廃タイヤチップに関する科学的なデータと社会認識のギャップを埋めることを目的としている。

各調査機関は2016年末までに、明らかになった調査結果を、報告書のドラフトという形で発表する予定。

○CPSC が成人用衣料品に関する適合証明書提出の手続きを緩和

(2016年3月4日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission: 米国消費者製品安全委員会) は、3月4日付のプレスリリースにより、3月25日以降は、これまで成人用衣料品の製造事業者、輸入事業者およびプライベートブランド事業者に要求していた衣料品の可燃性基準の試験の実施と一般適合証明書 (GCC: General Conformity Certificate) の提出を求めない旨 (enforcement discretion: 強制権限不行使) を発表した。なお、製品が可燃性織物法 (FFA: Flammable Fabrics Act.) の要求事項を充足することは今後も求められる。

成人用衣料品については、1984年以降、特定の衣類繊維 (表面が平らな、または起毛されたアクリル、モダアクリル、ナイロン、オレフィン、ポリエステル、ウールおよび、1ヤード四方の重さが2.6オンスを超えるすべての繊維) について、それらの繊維の性質上、常に可燃物繊維法の要求する可燃性基準を満たしていると判断し、衣料全体がこれらの繊維を使用して作られている製品に対しては、適合性試験を免除されていた。

しかし、2008年に施行された消費者製品安全改善法 (CPSIA: the Consumer Products Safety Improvement Act.) では、一般用消費者製品 (general use consumer product、つまり、non-children's product) の製造事業者と輸入事業者に対して、自社の取り扱う製品が CPSC の運用する法令で定められた製品ごとの規格や基準等に適合していることを試験により実証し、その旨を示す証明書を提出することが求められ、適合性試験の免除されていた衣料品についても当該試験と証明書の提出が必要になり、事業者に負担が生じていた。

今回の発表は、CPSC が当該証明書の提出を要求しないことを決定したものであり、関連事業者においては約2.5億ドル/年の費用を削減できる見込みであるという。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

フードディフェンスの重要性と取組みポイント
 ～農林水産省策定「食品事業者の5つの基本原則」を踏まえて～

農林水産省は、1月22日に『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～（以下、「食品事業者の5つの基本原則」）の改訂版を作成し、公表しました。この中には、昨今の食品に関する異物混入による自主回収や意図的な毒物の混入等の事案を踏まえ、以下の3つの課題が追加取組事項として記載されました。

課題	追加取組事項の概要
自主回収件数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■食品事故が起きた時の対応の取り決め。 ■「健康被害の程度」と「事故拡大の可能性」の視点から回収を判断。 ■プライベートブランド製品（PB）の回収は、メーカーとPBオーナーで事前協議し、緊急時に円滑な対応ができる体制を整備。 ■必要以上の製品回収が食品ロスを発生させることを認識し、事案ごとに回収実施要否を検討の上、対応を決定。
情報の取扱い・対応	<ul style="list-style-type: none"> ■それぞれの事案の発生状況に応じた適切な初動対応を実施。 ■消費者に製造過程を見てもらう等の透明性を高める取組の実施。
意図的な毒物等の混入への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■意図的な毒物等の異物混入に対する食品防御についての意識を向上させ、事業者の状況に応じた以下の対策の推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・意図的に毒物等を混入し難い環境作り ・意図的な混入をしようと思わせない職場の風土作り

上記「自主回収件数の増加」および「情報の取扱い・対応」に関する具体的な取組みポイント等については、過去の本誌記事※において一部解説していますので参考にしてください。

一方、「意図的な毒物等の混入への対応」については、2013年12月末に群馬県の冷凍食品工場で発生した意図的な農薬混入事案以降、悪意ある意図的な異物混入事案（従業員が学校給食に菓子包紙を混入、元従業員が元勤務先の商品（うどん）に針を混入等）が散見されます。ひとたび同様な事案が発生した際の社会的影響は計り知れないものがあるため、「食品事業者の5つの基本原則」では、以下の取組みが望まれるとしています。

①仮に何者かが意図的に毒物等の異物混入をしようと思った場合であっても、生産管理の工夫や設備等により混入が実行し難い環境をつくること

②日頃から社内での信頼関係や良好な人間関係を構築するなどにより、意図的な混入をしようと思わせない職場の風土をつくること

①の「意図的に毒物等を混入し難い環境作り」は、フードディフェンスにおいて有効な対策です。取組みにあたっては、自社の外構（正門、フェンス等）や製造工程を踏まえた上で、脅威となる対象者（悪意ある第三者、業者、従業員等）が自社施設等に侵入し異物の混入行為に及んだ場合のワーストシナリオを想定し、脆弱箇所を特定（脆弱性評価）し、リスクに応じて必要な対策を講じていくことが重要になります。具体的な取組方法の一例を以下に示します。

Step 1	脅威となり得る対象者と区画(ディフェンスゾーニング)の整理	意図的な混入を行う、悪意ある第三者・業者・従業員等を特定し、敷地・建物、施設等に誰がどこまで侵入でき、脅威となる対象者をどこで止めるのかを整理する。
Step 2	脆弱性評価とその対策立案	各脅威の対象者による施設への侵入の容易性や製造ラインへの攻撃の容易性に対して、施設図や工程図(フローダイアグラム)等を基に、リスクシナリオを想定し、脆弱性を数値化する。次いで、脆弱性の高い部分に対して優先順位づけを行い、しかるべき対策(アクセス制限、カメラ等による監視など)を検討する。
Step 3	必要な対策の見える化と検証	ヒトやモノの動線も考慮して、見取図・施設図等を用いて総合的にフードディフェンス対策を見える化する。その後、現場検証を行い、実施する対策内容を決定する。
Step 4	運用状況のモニタリング	導入した対策の運用状況を定期的に確認し、適時適切に対策の見直し等を行う。

②の「意図的な混入をしようと思わせない職場の風土作り」については、フードディフェンスに限らず、食品安全を実現するためには必要不可欠なものです。食品事業者においては、以下のような観点に立ち、取組みを行うことが望まれます。

- コミュニケーション機会の創出
- ガバナンス（組織職場マネジメント等）の見直し
- 内部通報制度のあり方
- コンプライアンス教育の徹底
- 社内ルールの遵守状況に関する定期的な点検

※過去の本誌記事

「自主回収件数の増加」:

2015年度第5号解説コーナー「昨今の食品への異物混入事故等から考える企業に求められる対策」～一般的衛生管理の重要性～

「情報の取扱い・対応」:

2015年度第7号解説コーナー「食品関連事業者に求められる危機管理体制の構築」～危機管理の重要性と取組のポイント～

米国での製品危険の報告遅れ等に関する CPSC による罰則の動向
～厳罰化傾向も踏まえた留意点について～

米国においては、消費者製品安全法（CPSA: Consumer Product Safety Act）により、消費者製品の製造者、輸入者、流通事業者は、当該製品について、以下を認識した場合には、速やか（24時間以内）に米国消費者製品安全委員会（CPSC）へ報告することが義務付けられています*。

※CPSC ホームページ：Duty to Report to CPSC: Rights and Responsibilities of Businesses

<http://www.cpsc.gov/en/Business--Manufacturing/Recall-Guidance/Duty-to-Report-to-the-CPSC-Your-Rights-and-Responsibilities/>

- ・消費者に傷害を生じさせる重大なリスクがあること
- ・重大な傷害や死亡の不合理なリスクがあること
- ・法令又は CPSC の定める製品安全基準等に適合していないこと

上記以外にも、製品による重大な傷害又は死亡を原因とした 3 件以上の訴訟で敗訴した場合や(製造業者、輸入事業者のみ)、児童安全保護法 (CPAS: Child Safety Protection Act) により小さな部品等を含む玩具製品等による窒息事故で子供が重傷又は死亡した場合にも、CPSC への報告義務が課せられています。

報告義務に違反した場合、CPSC より罰金を含む処罰を課されます。多額の罰金事例の中には、消費者からの事故報告等を受け、製品不具合が疑われるにもかかわらず、CPSC に報告せず、リコール実施が遅れた事例などが含まれます。

この処罰は年々厳しさを増してきており、2015 年には以下のとおりの状況となっています。

＜報告義務違反による罰金状況＞

項目	2015 年	(参考) 2014 年
罰金の件数	8 件	7 件
罰金の合計額	2,140 万ドル	1,217 万ドル
罰金の平均額	267 万ドル	173 万ドル
罰金のレンジ	157 万ドル～ 350 万ドル	60 万ドル～ 430 万ドル

罰金額の上限については、2008 年の消費者製品安全性改善法 (CPSIA : Consumer Product Improvement Act) により 1,500 万ドルに大幅に増額された経緯にあります。CPSIA の施行直後の 2009 年の罰金は、平均 27 万ドルにとどまっていたましたが、現在の平均罰金額は当時の約 10 倍のレベルに達しています。

上記のような傾向は、CPSC の危険製品に対する姿勢の厳しさが増していることを示しますが、CPSC は議長声明の中で、さらに罰金を強化することを示唆しており、今後、この傾向は加速する可能性があります。

さらに、2015 年の傾向として、罰金の増加に加え、以下の 2 点で質的な変化がみられます。

一つ目は、8 件全てにおいて、違反企業に対して罰金に加え、以下を含むコンプライアンスプログラムの構築、遵守が義務付けられています。

- ・コンプライアンス方針の明文化
- ・消費者等からの事故情報等を組織的に分析・調査する体制
- ・従業員等がコンプライアンスに関する懸念を経営に通報する仕組み (内部通報制度)
- ・コンプライアンス教育の継続的实施
- ・経営陣がコンプライアンスに関して責任を負うことの宣言
- ・コンプライアンスの実施状況の経営陣によるモニタリング
- ・コンプライアンス関連の記録を 5 年以上保存

二つ目は、対象企業の違反が悪質な場合、CPSC は司法省と共同で対象企業を提訴し、さらに重い制裁を課す事例が発生していることです*。

*輸入販売したガラス製花瓶の縁が薄く、通常の取り扱いで傷害を負う事故が発生しているにもかかわらず、これを隠蔽した輸入販売業者に、制裁金の支払いと無期限販売差止めを求めた事例や、違法で危険な玩具の輸入販売業者に、是正措置の実施を CPSC が確認するまで無期限の販売停止を求めた事例が該当。

上記のような CPSC による罰金事例は、件数自体は多くはないものの、万一発生した場合には、多額の罰金に加え、罰金支払は相応のニュースバリューを有し、報道等による企業イメージへのダメージ等多大な悪影響が想定されます。

こうした事態を回避するためにも、事業者は、米国における製品安全に関する基準や報告ルールを遵守するよう、体制を整備していくことが望まれる。

その際、上記の CPSC のコンプライアンスプログラムの要求事項は、CPSC が製品安全基準や

報告義務違反を生じさせないために必要と考える要素であり、自社の体制構築の上でも参考になると考えます。事故発生を予防する観点から、これら要素を先取りしつつ、体制整備を図っていくことが重要です。

また、米国における自社製品や類似製品の事故等に関する情報は、通常、以下のようなルートから入手が可能です。

- ・ オンラインやお客センターに寄せられる顧客からの苦情
- ・ 製品修理事案から得られる情報
- ・ CPSC が収集・公表する以下の製品事故データ等
 - Saferproduct.gov (CPSC の運営する消費者等からの事故報告サイト)
 - National Electronic Injury Surveillance System (NEISS) reports
(全国の救急病院等での消費者製品を原因であることが疑われる治療データ)
 - Injury Statistics (CPSC が製品等別に公表している事故データ分析レポート)
- ・ メディアの事故報道
- ・ 製造物責任訴訟事案

事業者においては、これらのさまざまなデータを収集し、分析する仕組みを構築していくことも重要です。収集した情報を分析し、自社製品のリスクアセスメントに反映させることにより、自社製品の不具合や事故リスクがないか、日常的に検証していくことが期待されます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・ 株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・ 本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっております。
- ・ 弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック(実務編)」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・ また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・ 弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。
 - 製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/©株式会社インターリスク総研 2016